

交通かながわ

令和2年9月発行 第199号
(一財)神奈川交通安全協会
横浜市神奈川区神奈川2-15-3
電話 045-441-5537

秋の全国交通安全運動 9月21日(月)~30日(水)



心と時間に余裕を持った運転を

神奈川交通安全協会会長 筒井恭男



本年6月30日、東名高速道路で発生した死亡事故を契機とする「あおり運転」を取り締まる罰則が道路交通法に新たに新設されました。ある調査によれば、車をよく運転する人の90%が今回の改正を知っていると回答し、そのうちの半数が安全運転を心掛けるようになったなど、運転に対する意識が変わったと回答したそうです。

車を運転する大半の人は、急に前に割り込まれたり、わき道から不意に出てこられた時、「危ない運転をする」と思っても自分をコントロールして終わります。一方「あおり運転」を繰り返し行う人は、思考力や想像力が停止して仕返しすることだけにとらわれ、「あおり運転」すればどのような結果が生じるか考えられなくなるようです。このような人は、殴るなどの暴力を振るうわけでないことから罪悪感がなく、気が済めばあおるのを止め、あおったことをすぐ忘れてしまうそうです。これには道路上に同じような車が何台も走行していることから、少し見られたくらいでは自分のことは特定されにくい匿名性、鉄で囲われた空間の中で守られているという安心感がはたらく心理的な要因もあるようです。

しかし2016年JAFが約6万5千人のドライバーを対象に実施した調査では、半数以上が「あおり運転」されたことがあるそうです。この数字を見ると「あおり運転」は特別な人だけの行為ではなく、一般的なドライバーでも何かのきっかけがあり気持ちに余裕がないような時は、される側からする側に転じてしまう可能性があるように思われます。ハンドルを握るときは、交通安全の年間スローガン「安全は 心と時間の ゆとりから」を思い出し、安全運転をお願いします。

秋の全国交通安全運動

期 間

9月21日(月)～9月30日(水)の10日間

目 的

県民一人一人が交通事故について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

**安全は 心と時間の ゆとりから
高齢者 模範を示そう 交通マナー**

重 点

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止
- 4 二輪車の交通事故防止



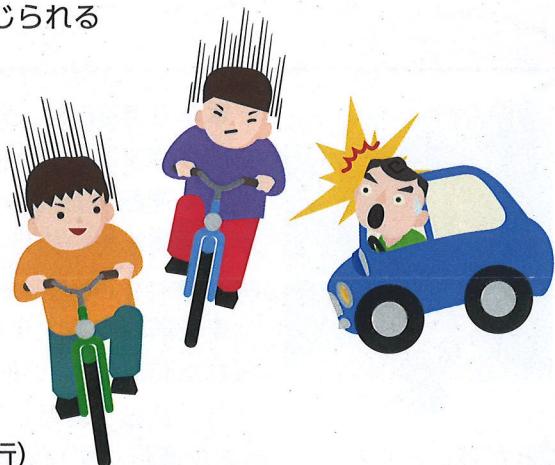
自転車の「あおり行為」も「危険行為」として 自転車運転者講習の対象に!!

自転車に乗って危険な行為を繰り返す自転車運転者に命じられる
自転車運転者講習の対象となる「危険行為」に「妨害運転」
(あおり行為)が追加され、計15項目となりました。

自転車の「妨害運転」とは

- 対向車線に飛び出す
- 車の前で急ブレーキをかける
- 運転者を挑発しながら蛇行運転をする
- 軌道にベルを鳴らす

など、他の車両の等の通行を妨害する目的で、交通の危険を生じさせる恐れがある行為をいいます。



自転車の「危険行為」とは (平成27年6月1日施行)

- 信号無視 ○ブレーキ不備・不良な自転車の運転
 - 歩行者用道路での歩行者妨害 ○一時停止場所での不停止や交差車両等の通行妨害
 - 直進車や左折車への通行妨害 ○遮断踏切への立ち入り ○通行禁止道路の通行
- など14項目がありました。今回上記の「妨害運転」が新設されました。

**「危険行為」で
3年内に2回以上
摘発されると**

- 「自転車運転者講習」の受講が命じられます。
- 「自転車運転者講習」の受講が命じられると
 - ・3か月以内の指定された期間に3時間の有料講習を受講しなければなりません。
 - ・命令に従わず講習を受けないと、5万円以下の罰金が科せられます。

令和2年度定期総会について

新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年度定期総会につきましては書面表決にて行いました。

役員の皆様に資料をお送りし令和元年度事業報告・収支決算報告、令和2年度事業計画案・予算案につきご検討いただきましたところ、いずれも異議なく承認していただけました。

令和元年度収支決算			
収入		支出	
会費収入	7,631,500円	交通安全事業費	7,967,658円
事業収入	7,039,847円	管理費	7,316,287円
交付金収入	2,213,500円	特定引当金	1,000,000円
寄付・雑収入	479,597円	次年度繰越金	5,675,305円
前年度繰越金	4,594,806円		
計	21,959,250円	計	21,959,250円

交通事故発生状況(1月~8月)



【県内】

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和2年	12,703	90	14,780
令和元年	15,204	91	17,922
増減	-2,501	-1	-3,142

【区内】

区分	発生件数	死者数	負傷者数
令和2年	238	5	271
令和元年	304	3	358
増減	-66	+2	-87

【区内の交通死亡事故】

	日 時	場 所	状 況
1	1月7日(火)3時ころ	六角橋	直進の普乗と横断歩行者
2	2月7日(金)16時30分ころ	山内町	右折の大貨と横断歩行者
3	2月18日(火)18時30分ころ	鶴屋町	直進のバスと歩行者
4	3月6日(金)24時ころ	菅田町	同一方向に進行中の軽貨物と歩行者
5	7月5日(日)18時ころ	羽沢南	自動二輪車単独

夜歩くときは反射材をつけてましょう

見通しの悪い夜間は、自分からは車がよく見えても、車から歩行者が見えていとは限りません。こんな時反射材を身に着けていると、車両の運転者に自分がいることを早めに知らせることができます、事故に遭いにくいメリットがあります。

反射材には様々な種類があり、比較的安価で手に入ります。暗くなつて外を歩く際は、気に入った反射材を身に着け交通事故に遭うのを防ぎましょう。



ボランティア募集!!

●はまっ子交通安全教室指導員 ○交通指導員



神奈川交通安全協会では、毎年区内の小学校で開催している「はまっ子交通安全教室」で、小学生の指導を共にしてくださるボランティアの方を募集しています。教室では、新1年生に「歩き方」3~4年生に「正しい自転車の乗り方」の指導をします。

年齢・性別・経験は問いません。小さな命を交通事故から守りたいという気持ちがあれば大丈夫です。私たちと一緒にやってみようと思う方、活動に興味のある方は、是非神奈川交通安全協会までご連絡ください。

また、箱根駅伝や祭礼などで沿道の交通整理に従事したり、警察署に協力して活動する交通指導員になってくださる方も併せて募集しています。交通安全活動に意欲のある方の連絡をお待ちします。



4月からの主な活動

コロナウイルス感染防止対策のため「春の全国交通安全運動」街頭キャンペーンは自粛しました。その後は人ととの接触を避け距離を確保して活動していますが、チラシや交通安全用品の配布ができないため、安全運動期間中など神奈川区役所1階ロビー・神奈川警察署玄関脇に臨時の配布コーナーを設け、交通安全の周知と反射材の利用促進を図りました。



入学式見守り活動

●チラシ・交通安全用品配布コーナー



神奈川区役所

神奈川警察署



自転車街頭点検



二輪車事故防止月間